

しぶかわ未来共創推進事業補助金交付要領

令和 6 年 5 月 1 日から適用
令和 6 年 6 月 2 6 日から適用
令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	本市の課題解決及び魅力向上を目的として、市内で開催され、まちづくりに資する講演会等に要する費用を補助します。
内容	補助対象事業
	まちづくりに資する講演会等で、市内で開催するものとします。 例) 共生社会推進、女性活躍、少子化及び人口減少対策、産官学金労の連携、デジタルトランスフォーメーション、防災、移住・定住、子育て、地域産業の振興等に関するもの。 ただし、次に掲げるものは除きます。 (1) 政治及び宗教活動を目的とするもの (2) 参加者を特定の要件で限定するもの (3) 定員が 50 人未満のもの (4) 営利を主たる目的とするもの又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの (5) 本市の他の補助金を受けているもの (6) 既に本補助金を交付されているもの
内容	補助対象者
	1 補助対象事業を実施する団体（法人格の有無を問わず、学生や市民等で構成された団体、グループ等を含みます。）で、次に掲げる条件の全てに該当する者です。 (1) 公序良俗に反する活動を行う者でないこと。 (2) 構成員が 3 人以上であること。 (3) 構成員の半数以上が本市住民であること。 (4) 渋谷市暴力団排除条例（平成 24 年渋谷市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。 2 同一団体につき同年度内で補助金の交付を受けることのできる回数は、2 回までとします。なお、一団体の構成員

		の半数以上が、別の一団体に所属している場合、両団体を同一の団体としてみなします。
	補助対象経費	1 補助対象事業を実施するために要する経費です。ただし、次に掲げる経費を除きます。 (1) 交際費（慶弔費を含む。） (2) 関係者の飲食に要する経費 (3) 備品購入費 (4) 証拠書類により補助対象者が支払ったことを確認することができない経費 (5) その他補助対象事業に要する経費として市長が不適当と認めた経費 2 補助対象経費の内、講師謝金については250千円、広告宣伝費については100千円を補助限度額とします。
	交付金額	補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した金額に10分の10を乗じて得た額とし、1つの補助対象事業につき、500千円を限度とします。 ただし、その額は、補助対象事業の内容、性格等を勘案し、予算の範囲内で市長が定める額とします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、3,500千円です。限度に達した時点で受付を終了します。
	交付条件	(1) 補助対象事業の周知を市内外へ広く行うこと。 (2) 市が用意するアンケート用紙を用いて、参加者に対してアンケート調査を行うこと。 (3) この補助金の一部又は全部を補助の目的に反して使用したときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあるので、従うこと。 (4) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。 (5) 補助対象事業を中止したときは、補助金の返還を命ずることがあるので、従うこと。
交付手続等	交付申請の方法、時期等	原則として補助対象事業実施日の60日以上前に、政策戦略課へメール又は書面にて申請してください。なお、予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 しぶかわ未来共創推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出して

	ください。 (1) 団体の構成員名簿（様式第2号） (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 補助金を必要とする理由書
交付決定の時期等	申請を受理した日から10日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付の決定を、しぶかわ未来共創推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知します。
変更交付申請の方法、時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかにしぶかわ未来共創推進事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。なお、収支予算書の事業の総額は変わらず、事業費の内訳のみが変更となる場合は、変更交付申請の必要はありません。
変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果をしぶかわ未来共創推進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により通知します。
概算払申請の方法、支払時期等	概算払の交付を受けようとするときは、しぶかわ未来共創推進事業補助金概算払申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) しぶかわ未来共創推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）の写し (2) しぶかわ未来共創推進事業補助金交付請求書（様式第9号） (3) その他市長が必要と認めた書類 適正と認めた場合は、提出された申請書に基づき、請求日から20日以内に支払います。
実績報告の方法、時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、しぶかわ未来共創推進事業補助金事業完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) しぶかわ未来共創推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）の写し

	(2) 収支決算書 (3) 補助対象経費の領収書等の写し (4) 講演会等の写真 (5) その他市長が必要と認める書類
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、しぶかわ未来共創推進事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付すべき補助金の額を確定します。
請求の方法、支払時期	しぶかわ未来共創推進事業補助金交付請求書（様式第9号）にしぶかわ未来共創推進事業補助金確定通知書（様式第8号）の写しを添えて、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消に係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した額を超える場合は、超える部分の金額
申請書等の様式	しぶかわ未来共創推進事業補助金交付申請書（様式第1号） 団体の構成員名簿（様式第2号） しぶかわ未来共創推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号） しぶかわ未来共創推進事業補助金変更交付申請書（様式第4号） しぶかわ未来共創推進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号） しぶかわ未来共創推進事業補助金概算払申請書（様式第6号）

		しぶかわ未来共創推進事業補助金事業完了実績報告書（様式第7号） しぶかわ未来共創推進事業補助金確定通知書（様式第8号） しぶかわ未来共創推進事業補助金交付請求書（様式第9号）
	その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課		渋川市役所政策戦略課（本庁舎） 電話 0279-25-8419（直通） 0279-22-2111（内線2424） メールアドレス mirai@city.shibukawa.gunma.jp